

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、「次代の情報化社会の安全性と利便性を創出する」ことを経営理念として掲げています。これまで培ってきた技術力を進化させ、安全でストレスなく情報を取得できる仕組みを築きあげることで、お客様を通じて社会全体から信頼される会社を目指します。

また、当社は、常に新しいことに挑戦し、働きがいのある企業風土を作りあげることで、当社の企業価値を高めていきます。併せて社会的責任(CSR)を果たし、株主や顧客、社員、生活者等様々なステークホルダーから信頼されることが、企業価値の向上に不可欠であると認識しており、内部統制システムを含めたコーポレート・ガバナンスの充実を、重要な経営課題として取り組んでいます。

的確な経営の意思決定、それに基づく適正かつ迅速な業務執行、並びにそれらの監督、監査を可能とする体制を構築、運用するとともに、社員一人ひとりのコンプライアンス意識を高めるために研修、教育を徹底し、総合的にコーポレート・ガバナンスの充実が図れるように努めています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則について、すべてを実施しています。
なお、本報告書のすべての原則について、2018年6月の改訂前のコードに基づき記載しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、政策保有株式として上場株式を保有しています。事業の拡大と取引先との関係強化を目的として、保有する上場株式については、四半期ごとに事業及び業績等の経営状況を把握し、リターンとリスクや中長期的な経済合理性及び将来の見通しを踏まえ、保有の継続を判断しています。

政策保有株式に係る議決権の行使については、営業政策上、また政策保有によるリターン等を勘案し、当該保有株式の発行会社並びに当社の企業価値向上に資するか否かを判断基準にしています。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、関連当事者間取引については、会社法及び社内規程等に則り、また、関連当事者の開示に関する会計基準を参考に取扱うこととしています。関連当事者との取引が発生する場合には、「取締役会規程」に従い、取締役会の決議事項としています。

また、当社取締役及び監査役については、「関連当事者との取引調査書」により取引の状況を提出させ、会計監査人の監査を受けています。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、「次代の情報化社会の安全性と利便性を創出する」ことを経営理念として掲げています。これまで培ってきた技術力を進化させ、安全でストレスなく情報を取得できる仕組みを築きあげることで、お客様を通じて社会全体から信頼される会社を目指します。

また、当社は、常に新しいことに挑戦し、働きがいのある企業風土を作りあげることで、社会における当社の企業価値を高めていきます。併せて社会的責任(CSR)を果たし、株主や顧客、社員、生活者等様々なステークホルダーから信頼されることが、企業価値の向上に不可欠であり、内部統制システムを含めたコーポレート・ガバナンスの充実は、重要な経営課題と認識しています。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と方針

本報告書の「1. 基本的な考え方」をご参照ください。

(3) 取締役会が経営陣幹部、取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬等については、株主総会で承認された取締役報酬等の限度内で算定し、取締役会において協議、決定しています。各取締役の報酬等については、担当する職務、責任、業績、貢献度等の要素を基準として、総合的に勘案して決定しています。賞与については、各期毎の会社業績等に連動し、支給の是非及び支給する場合の各取締役への配分は、それぞれの会社業績に対する貢献度等を勘案し決定しています。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役、監査役候補の指名を行うにあたっての方針と手続

経営陣幹部、また取締役、監査役候補者の指名にあたっては、社内外から幅広く候補者を選任し、優れた人格とともに当社の経営を的確、公正に判断する能力、豊富な経験、見識や、当社の事業及び業界に精通した専門的な知識、また学術的な知見を持った者を指名し、その候補者を取締役会で決定しています。

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役、監査役候補の指名を行う際の、個々の選任、指名についての説明

取締役、監査役候補者の個々の選任理由については、株主総会招集通知の株主総会参考書類に記載します。

【補充原則4-1-1 取締役会の役割、責務】

当社は、定例の取締役会を毎月開催し、また必要に応じて臨時取締役会を開催して、経営上の重要事項の意思決定並びに各取締役の業務執行状況を監督するとともに、各取締役役間の意思疎通を図り、職務遂行の効率化を確保しています。

また、取締役会には、取締役会で執行を委任された業務部門責任者を適宜同席させ、担当業務の執行状況の報告を受けています。

[4-8 独立社外取締役の有効な活用]

当社は、取締役10名のうち、独立社外取締役を2名選任しています。独立社外取締役は、客観的な立場で経営に参画し、取締役会が意思決定を行ううえで、各々が有する専門的知見をもって適切な助言と提言を行っており、経営の透明性と公正性の確保において有効に機能しています。

[4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

本報告書の「独立役員関係」を参照ください。

[原則4-11 取締役会、監査役会の実効性確保のための前提条件]

当社は、取締役の選任については、取締役会において的確かつ迅速な意思決定を果たすために必要となる、また監査役の選任については監査役会での協議や取締役の監視監督に必要となる、それぞれの専門的知識や経験と、高度な能力を備えた人材であることを審議したうえで候補者として選出しています。

実際に現在の取締役会及び監査役会の構成はバランスがよく、実効性は確保されていると評価していますが、適宜自己評価アンケートを行う等により、当社の取締役会の実効性について評価し、実効性向上の取組みを行っています。

なお、佐藤 宏監査役が、アイピーシー株式会社社外監査役を務めているほか、他の上場会社との兼任となる取締役及び監査役はいません。

[補充原則4-14-2 取締役、監査役のトレーニング]

当社は、各取締役及び各監査役が、期待される役割、責務を適切に果たすために必要と思われる知識を養う目的で、コーポレート・ガバナンス、内部統制、コンプライアンス等をテーマとした各種セミナーへの参加や、研修会の実施等によって、資質の向上に努めています。

[原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針]

(方針)

当社は、株主、投資家のみなさまをはじめ、すべてのステークホルダーに対して、当社の経営方針、事業戦略や財務情報に関する情報を、(1)正確であること(2)公平であること(3)タイムリーであること(4)わかり易いことを原則として、情報発信を行っています。

(体制)

(1)当社は、IR業務を兼務する担当者を設置しています。IR活動を行うにあたっては、代表取締役社長も積極的に対話に臨み、建設的な対話を促進しています。

(具体例)

・個人投資家向けの説明会を定期的に開催
東京、大阪ほか地方都市で開催される個人投資家向け会社説明会への参加

・機関投資家向けの説明会を定期的に開催
四半期決算及び期末決算発表後の説明会の開催

・機関投資家との個別面談を随時実施

・情報開示の充実

事業報告書の発行、コーポレートサイトを通じた情報開示

・四半期短信、決算短信のサマリー、決算説明資料を英文により開示
海外投資家等の比率の増加に応じて情報開示は継続強化予定

(2)株主等との対話の内容については、必要に応じ、IR担当者から代表取締役社長に報告することとしています。

(3)当社は、IRポリシーに則り適切な情報開示に努めるとともに、「インサイダー取引防止規程」に従い、インサイダー情報の管理、徹底を図り、漏洩防止に努めています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
大日本印刷株式会社	13,330,700	50.61
安達 一彦	2,544,100	9.66
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	636,000	2.41
インテリジェントウェイブ従業員持株会	432,300	1.64
溝田 元一	301,000	1.14
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託口)	286,000	1.09
西野 秀樹	208,600	0.79
株式会社三菱UFJ銀行	200,000	0.76
株式会社新生銀行	198,000	0.75
小林 弘二	191,600	0.73

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	大日本印刷株式会社 (上場:東京) (コード) 7912

補足説明	
------	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	6 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

一般的な取引条件と同様の適切な条件による取引を基本として、少数株主の利益を損ねることのないよう努めています。
特に、親会社との取引に際しては、実施前に案件を個別に審議検討する方策により、遺漏のないよう進めています。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
渡部 晃	弁護士											
三木 健一	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
渡部 晃	○	渡部晃法律事務所弁護士 東京大学先端科学技術研究センター特任教授 当社は渡部 晃氏と法律顧問及び法律業務に関する取引関係がありましたが、現在は解消しており、また取引規模、性質に照らして株主、投資家の判断に影響を及ぼす恐れがないと判断されることから、概要の記載を省略しています。	同氏は、弁護士としての法律専門知識を有しており、また東京大学先端科学技術研究センターの特任教授としての学識経験も豊富であることから、客観的な立場から経営に参画し、業務執行を行う経営陣から独立した立場での適切な助言と提言が可能であると判断され、社外取締役として選任しています。左記のとおり同氏との取引はありましたが、株主と利益相反の生じる恐れがなく、かつ独立役員としての要件を満たしていることから、独立役員として指定しています。

三木 健一	○	三木健一氏は株式会社大和総研ビジネス・イノベーションの専務取締役、顧問を歴任し、平成29年4月に退任しました。当社と当社との間では取引関係がありますが、取引規模、性質に照らして株主、投資家の判断に影響を及ぼす恐れがないと判断されることから、概要の記載を省略しています。	経営者の経験と業界に精通した豊富な知見を有しており、社外取締役として客観的な立場から経営に参画し、業務執行を行う経営陣から独立した立場での適切な助言と提言が可能であると判断され選任しています。左記のとおり、かつて当社の取引先の専務取締役及び顧問に就任していましたが、現在は退任しており、株主と利益相反の生じる恐れがなく、かつ独立役員としての要件を満たしていることから、独立役員として指定しています。
-------	---	--	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人とは必要に応じて意見の交換、情報の聴取等を行い、場合によっては監査に立ち会う等連携を保っており、問題点等発生した場合には、その都度討議を行い解決しています。
 監査役は、年間監査計画を策定し、必要事項については、内部監査部門と協力して監査を実施しています。また、内部監査部門とは、内部統制に係る情報及び意見等の交換会を定期的に開催し、内部統制の有効性評価の共有化を図っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大西 恭二	他の会社の出身者													○
櫻井 通晴	他の会社の出身者													○
佐藤 宏	他の会社の出身者													○

- 会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大西 恭二	○	当社との特別な利害関係はありません。	当社と同業者での役員の経験と、豊富な専門知識と幅広い見識によって監査機能を強化できるものと考えられます。株主と利益相反の生じる恐れがなく、かつ独立役員としての要件も満たしています。
櫻井 通晴	○	専修大学名誉教授 当社との特別な利害関係はありません。	大学教授として専門的かつ学術的な知識をもち、公認会計士試験委員(第2次、第3次)を務め、他社での社外監査役としての経歴からも、社外監査役として客観的かつ独立的な立場から適切な助言が可能であるものとして選任しています。株主と利益相反の生じる恐れがなく、かつ独立役員としての要件も満たしています。
佐藤 宏	○	アイピーシー株式会社社外監査役 当社との特別な利害関係はありません。	当社と同業者の経営者としての経歴と、豊富な専門知識と幅広い見識によって監査機能を強化できるものと考えられます。株主と利益相反の生じる恐れがなく、かつ独立役員としての要件も満たしています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社において社外取締役又は社外監査役が独立性を有すると判断するためには、以下の各号のいずれにも該当しないこととしています。

- (1)当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者(注1)
主要な取引先とは、直近の3事業年度(注2)のいずれかにおける当社との取引において、当該取引先の年間連結売上5%以上の支払を当社から受けた取引先とします。
- (2)当社の主要な取引先又はその業務執行者(注1)
主要な取引先とは、直近の3事業年度(注2)のいずれかにおける当社との取引において、当社の年間連結売上5%以上の支払を当社が行った取引先とします。
- (3)当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家
多額の金銭その他の財産とは、金額に換算して年間1,000万円以上とします。
- (4)過去3事業年度(注2)のいずれかの時期において上記(1)から(3)のいずれかに該当していた者
- (5)次の から のいずれかの者の二親等以内の親族
上記(1)から(4)に掲げる者
当社の子会社の業務執行者(注1)
当社の子会社の業務執行者でない取締役(社外監査役を独立役員に指名する場合)
過去3事業年度(注2)において上記 又は当社の業務執行者(注1)に該当していた者
- (6)当社の主要株主又はその業務執行者(注2)
主要な株主とは、直接又は間接に当社の10%以上の議決権を保有するものをいいます。
(注1)業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に定める者をいいます。
(注2)起算日は、株主総会に提出する選任議案を決定する時点とします。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

譲渡制限付株式報酬制度の導入
平成29年9月27日開催の第34期定時株主総会において、社外取締役及び非常勤取締役を除く取締役を対象に、当社株式の保有を促進させることにより、株主のみならず一層の価値共有を進めることを目的として、年額100万円以内、年20,000株以内、譲渡制限期間3年間の譲渡制限付株式報酬制度を導入しました。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

有価証券報告書(2018年6月期)の「コーポレート・ガバナンスの状況等」において、以下の要領にて役員報酬の総額を開示しています。
(役員報酬の内容)

(1)提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

取締役(社外取締役を除く。)報酬等の総額 7名 43,422千円

監査役(社外監査役を除く。)報酬等の総額 1名 10,800千円

社外役員 報酬等の総額 5名 19,145千円

(2)提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

(3)使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

総額 73,164千円

対象となる役員 6名

内容 事業部長・本部長としての職務に対する報酬

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等については、株主総会で承認された取締役報酬等の限度内で算定しており、取締役会において協議、決定しています。
各取締役の報酬等については、担当する職務、責任、業績、貢献度等の要素を基準として、総合的に勘案し決定しています。
監査役の報酬等については、監査役報酬等の限度内で算定しており、各監査役の報酬については監査役の協議により決定しています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合には、その要請に応じて、適切な人材を配置することとしています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
山本 祥之	特別顧問	当社の業務活動に関する相談及び助言、社外活動	常勤、報酬有	2015/09/29	2年 (2017年9月29日より)

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

1名

その他の事項

当社は、常勤取締役を対象とする顧問制度を導入しており、取締役会の決議により取締役社長を退任した者を特別顧問、その他の常勤取締役を顧問とする場合があります。

特別顧問及び顧問は、経営のいかなる意思決定にも関与しないうえ、当社の業務に有用な知識や技能に基づく助言の提供、お客様との関係強化等の観点から、当社事業の展開に有効であると考えています。

顧問制度の運用上必要となる事項の整理を行い2017年12月に「顧問規程」を制定、施行し、同規程の施行後は、特別顧問の任期を2年、顧問の任期を1年としています。また、選任及び解任、報酬、処遇その他顧問制度に係る事項についても、同規程の定めに基づき運用しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1)当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、また必要に応じて臨時取締役会を開催して、経営上の重要事項の意思決定並びに各取締役の業務執行状況を監督するとともに、各取締役間意思疎通を図り、職務遂行の効率化を確保しています。

また、取締役会には、取締役会で業務執行を委任された業務部門責任者を適宜同席させ、担当業務の執行状況の報告を受けています。

取締役会の他では、取締役、監査役、各取締役に指名された幹部社員が出席する会議、本部長による会議、その他業務上必要とする重要な会議を定期的に開催し、迅速かつ的確で効率的な意思決定による職務執行を行っています。

(2)会計監査人は、三優監査法人を選任し、監査契約に基づく公正不偏な立場から監査業務が実施される環境を整備しています。

(3)法律上の判断を必要とする場合には、顧問弁護士及び担当税理士に適宜助言及び指導を受けています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役制度採用会社です。

監査役会は監査役5名(うち社外監査役3名)で構成され、取締役会等に出席し業務執行の監査を行っています。併せて、社外取締役2名を選任し

ています。

客観的、中立的な監視のもと適正なガバナンスを確保すること、外部的視点から経営の監視機能を担うことを前提として現状の体制を選択しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	当社の株主名簿管理人であるみずほ信託銀行株式会社が運営する「議決権電子行使」を利用しています。このサービスの利用により、従来の書面による議決権行使では、議決権行使書をポストへ投函する手間がかかること、議決権を行使したいが郵便では間に合わない等、株主総会に出席できない投資者には不便をかけていたことが解消され、また、当社においては、集計作業もより迅速かつ公平に行うことが可能となりました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社の情報開示の基本方針として「IRポリシー」を定めており、当社のホームページにて開示しています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けに定期的説明会を開催しています。 東京、大阪等各地で開催される個人投資家向け会社説明会に参加しています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向け定期的説明会を開催しています。 四半期決算及び期末決算発表後、決算説明会を開催しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR情報：http://www.iwi.co.jp/ir/index.htm（決算情報、有価証券報告書、会社説明会資料等掲載）	
IRに関する部署（担当者）の設置	兼任の担当者を設置し、経営企画室で担当しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	IRポリシーとして、情報開示、情報発信の基本方針を当社ホームページで開示しています。 当社は、株主・投資家のみなさまをはじめすべてのステークホルダーに対して、当社の経営方針、事業戦略や財務情報に関する情報を、(1)正確であること(2)公平であること(3)タイムリーであること(4)わかり易いことを原則として情報発信に努めることとしています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSR活動の実施状況：当社は、「企業行動基準」を定め当社ウェブサイトに掲載するほか、社内研修等の機会を活用して社員等への周知を行っています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報開示について：情報の開示については、会社法、金融商品取引法等関係法令、証券取引所の定める適時開示規則等に従って適正かつ迅速に公開するとともに、投資判断に影響を与える重要情報については、すべての市場参加者が公平に入手できるよう努めます。 情報開示の方法：適時開示規則等に定められた情報開示は、TDnet (Timely Disclosure network)を通じて公開するとともに、マスコミ各社へのプレスリリースの発表等によって実施いたします。 また、TDnetに公開した情報は、迅速に当社ホームページ等での発信を行うとともに、株主のみなさまには「株主通信」を送付し、事業の進捗状況をお知らせしています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社及び当社グループの業務の適正を確保するための体制の基本方針として、取締役会において次のとおり「内部統制システム整備基本方針」を決議しています。

なお、「内部統制システム整備基本方針」においては子会社に係る規定を設けておりますが、報告時点において該当する子会社は存在しません。

内部統制システム整備基本方針

(1)当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役及び使用人が、法令及び定款を遵守し、社会的責任並びに企業倫理の確立に努めるため、「コンプライアンス基本方針」及び「企業行動基準」を定める。

また、コンプライアンス体制の維持、向上のために、「コンプライアンス・マニュアル」を整備して、社内研修等の教材に活用し、周知徹底を図る。更に、事業年度初めには、全役員(取締役及び監査役を指す。以下同じ。)及び社員から「事業年度誓約書」の提出を求め、コンプライアンス意識の向上に努める。

反社会的勢力対応の基本姿勢として「コンプライアンス基本方針」、「企業行動基準」及び「コンプライアンス・マニュアル」を社内外に明確に宣言し、毅然とした態度で臨み、必要に応じて警察及び顧問弁護士、また外部専門機関(暴力追放運動推進センター)等に通報し、連携することで、これら反社会的勢力との関係を一切遮断する。

監査部は「内部監査規程」に従い、法令、定款及び社内諸規程を遵守して、社内業務が実施されているかを定期的に確認し、社長に報告する。

(2)当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役の職務の執行に係る情報及びその他の重要な情報については、法令に準拠した「文書管理規程」を始めとする社内諸規程に基づき、電磁的記録を含む文書の作成、保存、管理及び廃棄等の取扱いを明確にするとともに、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧可能な状態を維持する。

(3)当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社及びグループ会社の事業活動の全般に係わる様々なリスク、又は不測の事態が発生した場合の損害、影響等を最小限にとどめるため、「リスク管理規程」、「リスク管理細則」、「リスク管理委員会規程」を定め、当社の経営及び事業上の重要なリスクを管理する各会議体による統制と、各会議体によるリスク管理状況をモニタリングするリスク管理委員会の体制を整える。

(4)当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定時取締役会を毎月開催し、また必要に応じて臨時取締役会を開催して、経営上の重要事項の決定並びに各取締役の業務執行状況を監督するとともに、各取締役間の意思疎通を図り、職務遂行の効率化を確保する。

また、取締役会には、取締役会で業務執行を委任された業務部門責任者を適宜同席させ、担当業務の執行状況の報告を受ける。

取締役会のほかでは、取締役、監査役、各取締役に指名された幹部社員が出席する会議、本部長による会議、その他業務上必要とする重要な会議を定期的に開催し、迅速かつ的確で効率的な意思決定による職務執行を行う。

(5)当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、親会社である大日本印刷株式会社(以下、「DNP」という。)が定める「DNPグループ・コンプライアンス管理基本規程」に準拠し、DNPグループにおける一員としての業務の適正を確保する。

また、当社の子会社及び関連会社に対しては、当社にて「関係会社管理規程」をはじめ諸規程を整備し、その方針、規程に従い、グループ各社の自主性を尊重しつつ、当社グループとして透明性のある適切な経営管理を行う。更に、子会社に対しては、業務の適正を確保すべく、次に掲げる体制を構築する。

当社の取締役は、子会社社長との定期的な会議や、子会社取締役会その他重要な会議に適宜出席することを通じて、子会社職務の執行に係る事項の報告を受ける。

また、子会社管理業務を管掌する当社経営管理本部経理部は、子会社各部門から職務の執行に係る報告を受ける。

子会社においても当社の「リスク管理規程」を準用し、子会社が行う事業活動上のリスクを子会社でも独自に管理する体制を整備する。

当社の役員又は使用人が子会社取締役等を兼任し、当社が間接的に子会社経営に関与することにより、グループの経営方針に基づいた子会社業務を推進するとともに、子会社の職務の執行の効率化も確保する。

当社グループ全体で遵守すべき「企業行動基準」、「コンプライアンス基本方針」を子会社においても順守させ、法令及び定款に適合する体制を確保する。また、当社の監査部は、「内部監査規程」に従い、適正な監査を確保する体制を整備し、子会社業務に対しても実施、点検、評価、改善を指導する。

(6)当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人への監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合には、その要請に応じて、適切な人材を配置する。

監査役より必要な命令を受けて業務を行う使用人は、当該業務に関しては、取締役からの独立性を確保し、当該使用人の人事異動、人事考課及び懲戒処分等は、事前に監査役会の同意を得る。

また、監査役の指示の実効性を確保するために、監査役から指示命令があった場合にはこれを最優先に取り扱い、監査役監査に必要な情報を収集し、監査役へ業務執行状況を適切に報告する。

(7)当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制並びに当社の子会社の取締役、監査役、使用人の当社の監査役への報告に関する体制

当社及び当社子会社の取締役、監査役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見した時、又は、職務執行に関して不正行為、法令、定款に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上重要な事項について速やかに当社監査役に報告する。

なお、報告した者に対しては、「内部通報者の保護に関する規程」に準じた保護と秘密保持に最大限の配慮をする。

(8)当社の監査役の職務の遂行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の職務遂行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査役がその職務を執行について費用の前払等を請求した場合は、監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、会社は速やかにその請求に応じる。

(9)その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、必要な助言又は勧告を行う。

また、稟議書、報告書等を閲覧し、会社経営全般の状況を把握し、必要に応じて、代表取締役社長、会計監査人との意思疎通を図り、定期的に意見交換を行い、監査部とも連携し、監査の実効性を高める。

(内部統制システムの整備状況)

(1)コンプライアンス体制の整備状況

コンプライアンス体制を整備するために、「コンプライアンス基本方針」、「企業行動基準」及び「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、公開と関係者への周知のために、ホームページ、社内掲示板に掲載し、全社員に社内メールで周知しています。また、「内部通報者の保護に関する規程」を制定し、外部機関を活用した実効性の高い内部通報制度を導入し、運用しています。

特に、インサイダー取引の防止については、関連規程を整備するとともに、社内研修の実施等により社内関係者への周知を行っています。社内関係者のコンプライアンスに対する意識を維持し、向上させるための指導教育も、全社の社内研修に織込んでおり、計画的に実施しています。

(2)リスク管理体制の整備状況

リスク管理体制を整備するために、「リスク管理規程」、「リスク管理細則」、「リスク管理委員会規程」を制定し、これらの規程の運用によって、経営及び事業活動上重要となるリスクを日常的に把握し、必要な対策を担う各会議体を設置し、当該会議体において不測の事態が発生した場合の損害、影響等を最小限にとどめる施策を検討し実行します。また、取締役を委員とするリスク管理委員会では、各会議体のリスク管理の状況が十分であることをモニタリングし、必要な場合には各会議体への指示と取締役会への報告を行う体制を整備し、運用しています。

(3)情報セキュリティ管理体制の整備状況

情報セキュリティ管理体制に関しては、「重要情報管理規程」を整備し、情報セキュリティの遵守に万全を期しています。更に個人情報保護に関する規程体系、「インサイダー取引防止規程」及び「文書管理規程」と併せて、情報が記載されている媒体の別に関わらず、全ての情報を把握し、管理できる体制を整備し、運用しています。

(4)会計監査人の内部統制に関する事項

財務報告に係る内部統制に関する事項としては、全社的内部統制、決算・財務プロセス内部統制、業務プロセス内部統制及びIT全般統制に関して、整備状況及び運用状況の有効性を保持しています。

(5)当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制に関する事項

当社は、DNPグループ企業としての業務の適正を確保するため、「DNPグループ・コンプライアンス管理基本規程」を基礎として、「関係会社管理規程」をはじめ諸規程を整備し、その方針、規程に従い、事業内容、規模等に照らして当社に必要な体制と手続を自立的に決定し、海外現地法人を含む子会社及び関連会社に対して、自主性を尊重しつつ、透明性のある適切な経営管理を行っています。

また、当社の内部監査部門は、「内部監査規程」に従い、適正な監査を確保する体制を整備し、実施、点検、評価、改善を行っています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方)

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、必要に応じて、警察及び顧問弁護士等の外部専門機関に通報し、連携することで、これら反社会的勢力との関係を一切遮断することを基本方針としています。

(反社会的勢力排除に向けた整備状況)

(1)整備状況

当社が制定した「コンプライアンス基本方針」において、「私たちは、反社会的勢力に対しては断固とした態度で臨みます。」と宣言しており、基本方針を当社ホームページに掲載し、社内外の関係者へ周知しています。

「コンプライアンス・マニュアル」の制定と社内掲示板への掲載及び社内メールによる周知

a「基本姿勢」の中に、遵守しなければならない法令の一つに暴力団対策法を掲げ、法令違反した社員に対する厳正な措置の実施を明記しています。

b「社会に対する行動規範」の中に、「反社会的勢力との対決」を設けて、「全役員と全社員は、反社会的勢力に対して断固とした態度で対応しなければなりません。特に総会屋等からの要求に対しては毅然とした態度で臨み、株主の権利の行使に関し財産上の利益を供与するようなこと等があってはなりません。更に、不透明な癒着と言われかねない一切の関係を排除する必要があります。万一、意図せずしてそうした団体や個人と何らかの関係が生じた場合には、その事実を迅速に経営管理本部 総務部に報告し、事後の行動に関して適切な指示を受けて下さい。」と全役員及び全社員に具体的に指示しています。

「反社会的勢力対応規程」、「反社会的勢力対応細則」及び「反社会的勢力対応マニュアル」の制定と社内周知

当社の全役員及び全社員が反社会的勢力に関与したり、利益を供与したりすることを防止するために規程を整備し、社内掲示板に掲載しています。更に「反社会的勢力対応マニュアル」を社内研修時の教材に使用して、全役員及び全社員に具体的な対応方法を周知しています。また、すべての取引先と「反社会的勢力排除に関する覚書」の締結を進めています。

(2)社内体制及び対応状況

経営管理本部長を、対応統括責任者に任命しました。

経営管理本部 総務部長を、不当要求防止責任者及び警察その他の外部専門機関(暴力追放運動推進センター)との連携担当責任者に任命しました。

反社会的勢力に関する情報の収集、管理は、「反社会的勢力対応細則」で、経営管理本部 総務部が担っています。また、反社会的勢力排除に関する外部セミナーには、経営管理本部 総務部の社員を参加させて、情報収集に努め、社内研修の教材等に活用しています。

「反社会的勢力対応マニュアル」には、具体的事例ごとに、対応の仕方を明示し、社内研修の教材に使用しています。

前記の内容について、全社の社内研修に織り込んで計画的に実施しています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

(1)適時開示に係る基本方針

当社は、株主、投資家を始めとするステークホルダーに対して、投資判断の基礎となる重要な会社情報を公平、均等、正確かつ迅速に開示することが、重要な責務であると認識しています。上場会社としての社会的責任を果たすために、今後とも関係法令、取引所の定める規則等に従った適時開示及び「フェア・ディスクロージャー・ルール」に則った情報開示に努めます。

(2)適時開示に係る社内体制

決定事実に関する情報

決定事実に関しては、取締役会で審議を行い、その決議を経て、情報開示担当役員により開示手続きを実施します。

発生事実に関する情報

発生事実に関しては、各部門からの報告を経営管理本部にて確認のうえ、速やかに情報開示担当役員に報告し、開示基準により開示の必要性の検討を行います。開示が必要と判断された場合は、速やかに情報開示担当役員により代表取締役社長に報告のうえ、開示します。

決算に関する情報

決算に関する情報は、取締役会で内容を承認後、四半期決算短信、決算短信及び四半期報告書、有価証券報告書等として、情報開示担当役員により開示手続きを実施します。

その他経営、業務に関して重要な影響を及ぼす事実

情報開示担当役員、経営管理本部が社内の情報を把握し、各部門から報告される事項が開示を必要とする事項に該当するかを検討し、開示が必要と判断された場合は、速やかに情報開示担当役員により代表取締役社長及び取締役会に報告のうえ、開示手続きを実施します。

(3)適時開示体制のモニタリング

当社の適時開示体制及び重要事実の公表の状況については、監査部が内部監査にて確認を行います。内部監査の結果は代表取締役社長へ報告され、また監査役にも連携しており、適時開示体制の業務をモニタリングする体制が構築されています。

